



# 鳥取県公報

平成 27 年 6 月 30 日 (火)  
号外第 74 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (39) (人事企画課) . . . . . 3 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (40) (業務効率推進課) . . . . . 6
◇ 人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (15) (給与課) . . . . . 23 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (16) (〃) . . . . . 27 特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 (17) (〃) . . . . . 29 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (18) (〃) . . . . . 30
◇ 訓 令	鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令 (4) (政策法務課) . . . . . 32 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (5) (人事企画課) . . . . . 33

## ==== 公布された規則のあらまし =====

## ◇職員の仕事の設置に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

組織改正に伴い、新たな職を置き、及び不要な職を廃止する。

## 2 規則の概要

## (1) 職員の職について、次のとおり改める。

## ア 新設する職

文化振興監及び経済産業振興監

## イ 廃止する職

筆頭総室長及び総室長

## (2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成27年7月1日とする。

イ 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則について、所要の規定の整備を行う。

## ◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県行政組織条例の一部改正により部局が見直されることに伴い、部内局及び課の組織を改める。

## 2 規則の概要

(1) 元気づくり総本部に元気づくり推進局、東部振興監及び子育て王国推進局を、商工労働部に雇用人材局を置く。

(2) 元気づくり総本部にとっとり元気戦略課、広域連携課、広報課及び県民課を、元気づくり推進局にとっとり暮らし支援課、参画協働課及び男女共同参画推進課を、東部振興監に東部振興課を置く。

(3) 地域振興部に文化政策課及びスポーツ課を置く。

(4) 商工労働部に産業振興課、企業支援課及び通商物流課を、雇用人材局に労働政策課及び就業支援課を置く。

(5) 文化政策監を地域振興部に、経済産業振興監を商工労働部に置く。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

(7) 施行期日は、平成27年7月1日とする。

(8) 関係規則について、未来づくり推進局を元気づくり総本部に改める等の改正を行う。

# 規 則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第39号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、本部長、原子力安全対策監、<u>文化振興監</u>、スポーツ振興監、官房長、<u>経済産業振興監</u>、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、船長、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、東部振興監、会計管理者、次長、参事監、<u>筆頭総室長</u>、<u>総室長</u>、本部長、原子力安全対策監、スポーツ振興監、官房長、通商物流戦略監、農業振興戦略監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、危機管理専門官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、船長、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機</p>

<p>関士、航海士、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>士、航海士、専門員、総括専門員、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。  
(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)
- 2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第8項の規定により置かれる次長、同条第10項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第11項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第12項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第13項の規定により置かれる文化振興監、同条第14項の規定により置かれるスポーツ振興監、同条第15項の規定により置かれる経済産業振興監並びに同条第16項の規定により置かれる通商物流戦略監</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる部内局、課及び総室内室の長、同条第8項の規定により置かれる次長、同条第10項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第11項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第12項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第13項の規定により置かれるスポーツ振興監並びに同条第14項の規定により置かれる通商物流戦略監</p>

(2)～(5) 略	(2)～(5) 略
-----------	-----------

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第40号**

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 <u>地域振興部</u>の所管に属する機関</p> <p>第1款～第4款 略</p> <p><u>第5款</u> 社会体育施設（<u>第47条・第48条</u>）</p> <p><u>第6款</u> 倉吉体育文化会館（<u>第48条の2・第48条の3</u>）</p> <p><u>第7款</u> 産業体育館（<u>第48条の4・第48条の5</u>）</p> <p><u>第6節</u> <u>観光交流局</u>の所管に属する機関（<u>第48条の6・第48条の7</u>）</p> <p><u>第7節</u> 略</p> <p><u>第8節</u> 略</p> <p><u>第9節</u> 略</p> <p><u>第10節</u> 略</p> <p><u>第11節</u> 略</p> <p><u>第12節</u> <u>元気づくり総本部及び総務部</u>の所管に属する機関（<u>第151条・第152条</u>）</p> <p><u>第13節</u> 略</p> <p><u>第14節</u> 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される<u>知事</u>の直近下位の内部組織（以下「部局」という。）並びに部局の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下「部内局」という。）、課（課に相当するものを含む。以下同</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第4節 略</p> <p>第5節 <u>文化観光スポーツ局</u>の所管に属する機関</p> <p>第1款～第4款 略</p> <p><u>第5款</u> <u>夢みなとタワー</u>（<u>第47条・第48条</u>）</p> <p><u>第6款</u> 社会体育施設（<u>第48条の2・第48条の3</u>）</p> <p><u>第7款</u> 倉吉体育文化会館（<u>第48条の4・第48条の5</u>）</p> <p><u>第8款</u> 産業体育館（<u>第48条の6・第48条の7</u>）</p> <p><u>第6節</u> 略</p> <p><u>第7節</u> 略</p> <p><u>第8節</u> 略</p> <p><u>第9節</u> 略</p> <p><u>第10節</u> 略</p> <p><u>第11節</u> <u>総務部及び地域振興部</u>の所管に属する機関（<u>第151条・第152条</u>）</p> <p><u>第12節</u> 略</p> <p><u>第13節</u> 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される<u>普通地方公共団体の長</u>の直近下位の内部組織（以下「部局」という。）並びに部局の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下「部内局」という。）、課（課に相当するものを含む。以</p>

じ。)及び課内室等をいう。

3・4 略

(部局及び部内局の名称等)

第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。

元気づくり総本部

危機管理局

総務部

地域振興部

観光交流局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

元気づくり総本部	元気づくり推進局 東部振興監 子育て王国推進局
総務部	行財政改革局 人権局
略	
生活環境部	くらしの安心局
商工労働部	雇用人材局
略	

(課及び課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課	課内室等
元気づくり総本部		とっとり元気戦略課	
		広域連携課	
		広報課	
		県民課	
	元気づくり推進局	とっとり暮らし支援課	
		参画協働課	

下同じ。) 、総室内室及び課内室等をいう。

3・4 略

(部局及び部内局の名称等)

第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。

未来づくり推進局

危機管理局

総務部

地域振興部

文化観光スポーツ局

福祉保健部

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

総務部	行財政改革局 人権局
地域振興部	東部振興監
文化観光スポーツ局	まんが王国官房
略	
生活環境部	くらしの安心局
略	

(課及び総室内室並びに課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課及び総室内室	課内室等
未来づくり推進局		企画課	
		広報課	
		県民課	
		鳥取力創造課	

		男女共同参画 推進課	
	東部振 興監	東部振興課	
	子育て 王国推 進局		
略			
地域 振興 部		地域振興課	
		交通政策課	
		教育・学術振 興課	
		統計課	
		文化政策課	
		スポーツ課	
観光 交流 局		観光戦略課	観光誘客室 山陰海 岸世界ジオパーク推 進室（生活環境部緑豊 かな自然課と共管）
		交流推進課	
		まんが王国官 房	
略			
生活 環境 部		略	
		緑豊かな自然 課	山陰海岸世界ジオパ ーク推進室（観光交 流局観光戦略課と共 管）
		略	
略			
商工 労働 部		商工政策課	
		立地戦略課	
		産業振興課	
		企業支援課	
		通商物流課	
	雇用人 材局	労働政策課	
	就業支援課		

略			
地域 振興 部		地域振興課	
		とっとり暮ら し支援課	
		交通政策課	
		教育・学術振 興課	
		統計課	
		男女共同参画 推進課	
	東部振 興監	東部振興課	
文化 観光 スポ ーツ 局		文化政策課	
		交流推進課	
		観光戦略課	観光誘客室 山陰海 岸世界ジオパーク推 進室（生活環境部緑 豊かな自然課と共 管）
		スポーツ課	
	まんが 王国官 房		
略			
生活 環境 部		略	
		緑豊かな自然 課	山陰海岸世界ジオパ ーク推進室（文化観 光スポーツ局観光戦 略課と共管）
		略	
略			
商工 労働 部		商工政策課	
		立地戦略課	
		経産 業 振 興 室	
		通商物流 室	
		企業支 援 総	
		企業支 援 総	



略			

(元気づくり総本部各課の所掌事務)

第6条の2 元気づくり総本部各課及び子育て王国推進局の所掌事務は、次のとおりとする。

とっとり元気戦略課

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 総本部の連絡調整に関すること。

(6) 総本部の予算経理及び庶務に関すること(会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。)

(7) その他総本部内他課の所掌に属しないこと。

広域連携課

(1) 知事会議に関すること。

(2) 国への提案・要望の総合調整に関すること。

(3) 他の都道府県との連携に関すること。

広報課・県民課 略

元気づくり推進局とっとり暮らし支援課

(1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関すること。

(2) 県外からの移住定住の促進に関すること。

(3) 街中の過疎対策及び振興に関すること。

(4) その他局内他課の所掌に属しないこと。

元気づくり推進局参画協働課

(1)～(3) 略

元気づくり推進局男女共同参画推進課

(1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

(2) 男女の労働環境の整備及び仕事と家庭の両立支援の促進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(3) 男女共同参画センターに関すること(人権局人権・同和対策課と共管)。

東部振興監東部振興課

(1) 県東部圏域の活性化に関すること(本庁と各

	室	
	雇用	労働政策
	人材	就業支援
	総室	
略		

(未来づくり推進局各課の所掌事務)

第6条の2 未来づくり推進局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

(1)～(3) 略

(4) 知事会議に関すること。

(5) 略

(6) 局の連絡調整に関すること。(総務課の所掌に属するものを除く。)

(7) その他局内他課の所掌に属しないこと。

広報課・県民課 略

鳥取力創造課

(1)～(3) 略

地方機関との間の総合調整を含む。)。

(2) 県東部圏域に係る災害対策本部地方支部に関する  
こと。

子育て王国推進局

少子化対策に関すること（子育て王国推進局子育て  
応援課と共管）。

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(11) 略

(12) 部の連絡調整に関すること。

(13) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局  
審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品  
契約課の所掌に属するものを除く。）。

(14) 略

財政課～行財政改革局人事企画課 略

行財政改革局業務効率推進課

(1)～(5) 略

行財政改革局財源確保推進課～行財政改革局福利  
厚生課 略

人権局人権・同和対策課

(1)～(3) 略

(4) 男女共同参画センターに関すること（元気づ  
くり推進局男女共同参画推進課と共管）。

(5) 略

(地域振興部各課の所掌事務)

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

(1)～(7) 略

(8) 地域振興部及び観光交流局の予算経理及び庶  
務に関すること（会計局審査出納課並びに庶務集  
中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するも  
のを除く。）。

(9) 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(11) 略

(12) 未来づくり推進局及び総務部の連絡調整に  
関すること。

(13) 未来づくり推進局及び総務部の予算経理及び  
庶務に関すること（会計局審査出納課並びに庶務  
集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属する  
ものを除く。）。

(14) 未来づくり推進局内及び総務部内の研修に  
関すること。

(15) 略

財政課～行財政改革局人事企画課 略

行財政改革局業務効率推進課

(1)～(5) 略

(6) 局の連絡調整に関すること（総務課の所掌に  
属するものを除く。）。

行財政改革局財源確保推進課～行財政改革局福利  
厚生課 略

人権局人権・同和対策課

(1)～(3) 略

(4) 男女共同参画センターに関すること（男女共  
同参画推進課と共管）。

(5) 略

(地域振興部各課の所掌事務)

第8条 地域振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

地域振興課

(1)～(7) 略

(8) 部の予算経理及び庶務に関すること（会計局  
審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品  
契約課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 略

とっとり暮らし支援課

交通政策課～統計課 略

文化政策課

- (1) 文化振興の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 文化芸術の推進に関すること。
- (3) 総合芸術文化祭に関すること。
- (4) 県民文化会館、倉吉未来中心、童謡館及びコンベンションセンターに関すること。

スポーツ課

- (1) スポーツ振興の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 生涯スポーツの振興に関すること。
- (3) スポーツの競技力向上に関すること。
- (4) スポーツ大会、合宿等の誘致に関すること。
- (5) 社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館に関すること。

(観光交流局各課の所掌事務)

第8条の2 観光交流局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

観光戦略課

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) コンベンションの振興に関すること。
- (3) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (4) 山陰海岸ジオパークに関すること(緑豊かな自然課と共管)。

(1) 過疎・中山間地域等の地域振興に関すること。

(2) 県外からの移住定住の促進に関すること。

(3) 街中の過疎対策及び振興に関すること。

交通政策課～統計課 略

男女共同参画推進課

(1) 男女共同参画社会の実現のための施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。

(2) 男女の労働環境の整備及び仕事と家庭の両立支援の促進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(3) 男女共同参画センターに関すること(人権局人権・同和対策課と共管)。

東部振興監東部振興課

(1) 県東部圏域の活性化に関すること(本庁と各地方機関との間の総合調整を含む。)

(2) 県東部圏域に係る災害対策本部地方支部に関すること。

(文化観光スポーツ局各課の所掌事務)

第8条の2 文化観光スポーツ局各課及びまんが王国官房の所掌事務は、次のとおりとする。

文化政策課

(1) 文化観光行政の企画及び総合調整に関すること。

(2) 文化芸術の推進に関すること。

(3) 総合芸術文化祭に関すること。

(4) 県民文化会館、倉吉未来中心、童謡館、コンベンションセンター及び夢みなとタワーに関すること。

(5) 空港の国際化の推進に関すること。

(6) 夢みなとタワーに関すること。

(7) 略

(8) 略

交流推進課 略

まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課～長寿社会課 略

子育て王国推進局子育て応援課

(1) 少子化対策に関すること(元気づくり総本部子育て王国推進局と共管)。

(2)～(9) 略

子育て王国推進局青少年・家庭課～健康医療局医療指導課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課・立地戦略課 略

産業振興課

(1) 産業振興体制の整備に関すること。

(2) 環境産業の振興に関すること。

(3) 中小企業による地域産業資源を活用した事業

(5) 略

(6) 局の予算経理及び庶務に関すること(会計局審査出納課並びに庶務集中局集中業務課及び物品契約課の所掌に属するものを除く。)

(7) 略

交流推進課 略

観光戦略課

(1) 観光の振興に関すること。

(2) コンベンションの振興に関すること。

(3) 観光資源の活用施策に係る企画及び総合調整に関すること。

(4) 山陰海岸ジオパークに関すること(緑豊かな自然課と共管)。

(5) 空港の国際化の推進に関すること。

スポーツ課

(1) スポーツ振興の企画及び総合調整に関すること。

(2) 生涯スポーツの振興に関すること。

(3) スポーツの競技力向上に関すること。

(4) スポーツ大会、合宿等の誘致に関すること。

(5) 社会体育施設、倉吉体育文化会館及び産業体育館に関すること。

まんが王国官房 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課～長寿社会課 略

子育て王国推進局子育て応援課

(1) 少子化対策に関すること。

(2)～(9) 略

子育て王国推進局青少年・家庭課～健康医療局医療指導課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課・立地戦略課 略

活動の促進に関すること。

(4) 共同して研究等を行う大学等、民間企業、金融機関及び官庁の連携に関すること。

(5) 発明及び知的財産権に関すること。

(6) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに関すること。

(7) 水産事務所にに関すること（水産振興局水産課と共管）。

企業支援課

(1)～(7) 略

(8) 略

通商物流課

(1) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

(2) 物流施策に関すること。

雇用人材局労働政策課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) その他局内他課の所掌に属しないこと。

雇用人材局就業支援課

(1) 雇用情勢の改善及び人材の確保に関すること。

(2) 雇用・就業対策に関すること。

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事

経済産業総室

(1)～(7) 略

(8) 水産事務所にに関すること（水産振興局水産課と共管）。

(9) 貿易の振興及び経済交流に関すること。

(10) 物流施策に関すること。

(11) 略

(12) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関すること。

(13) 産業振興体制の整備に関すること。

(14) 環境産業の振興に関すること。

(15) 共同して研究等を行う大学等、民間企業、金融機関及び官庁の連携に関すること。

(16) 発明及び知的財産権に関すること。

(17) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに関すること。

雇用人材総室

(1) 雇用情勢の改善及び人材の育成・確保に関すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 雇用・就業対策に関すること。

(8) 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事

務は、次のとおりとする。

農林水産総務課～森林・林業振興局森林づくり推進課 略

水産振興局水産課

(1)～(10) 略

(11) 水産事務所に關すること（産業振興課と共管）。

(12)～(14) 略

（県土整備部各課の所掌事務）

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課 略

技術企画課

(1)～(4) 略

(5) 都市計画に關すること（水・大気環境課、循環型社会推進課、緑豊かな自然課、くらしの安心局住まいまちづくり課及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

(6)～(10) 略

道路企画課～空港港湾課 略

（職制及び職務）

第16条 部局、部内局、課及び課内室等（東京本部の拉致被害者対策調整室以外の課内室等を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部局、部内局、課及び課内室等の事務をつかさどる。

2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、元気づくり総本部長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行うものである。

3～5 略

6 第1項の規定により置く元気づくり総本部東部振興監の長は東部振興監と、農林水産部農業振興戦略監の長は農業振興戦略監とする。

7 略

8 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。

(1) 略

(2) 観光交流局まんが王国官房長 副官房長及び課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）

務は、次のとおりとする。

農林水産総務課～森林・林業振興局森林づくり推進課 略

水産振興局水産課

(1)～(10) 略

(11) 水産事務所に關すること（経済産業総室と共管）。

(12)～(14) 略

（県土整備部各課の所掌事務）

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課 略

技術企画課

(1)～(4) 略

(5) 都市計画に關すること（水・大気環境課、循環型社会推進課、緑豊かな自然課、住まいまちづくり課及び道路建設課の所掌に属するものを除く。）。

(6)～(10) 略

道路企画課～空港港湾課 略

（職制及び職務）

第16条 部局、部内局、課、総室内室及び課内室等（総務部東京本部の拉致被害者対策調整室以外の課内室等を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部局、部内局、課、総室内室及び課内室等の事務をつかさどる。

2 統轄監は、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行うとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行うものである。

3～5 略

6 第1項の規定により置く地域振興部東部振興監の長は東部振興監と、農林水産部農業振興戦略監の長は農業振興戦略監とする。

7 略

8 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。

(1) 略

(2) 文化観光スポーツ局まんが王国官房長 副官房長及び課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）

- (3) 課又は課内室等の長 課長補佐  
9～12 略
- 13 文化振興監を地域振興部に置き、文化振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。
- 14 スポーツ振興監を地域振興部に置き、スポーツ振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。
- 15 経済産業振興監を商工労働部に置き、企業誘致及び中小企業の支援に係る施策の総合調整に関する事務をつかさどる。
- 16 略
- 17 略

第5節 地域振興部の所管に属する機関

第5款 社会体育施設

(名称及び位置)

第47条 略

(所掌事務)

第48条 略

第6款 倉吉体育文化会館

(名称及び位置)

第48条の2 略

- (3) 課、総室内室又は課内室等の長 課長補佐  
9～12 略
- 13 スポーツ振興監を文化観光スポーツ局に置き、スポーツ振興施策の総合調整に関する事務をつかさどる。
- 14 略
- 15 略

第5節 文化観光スポーツ局の所管に属する機関

第5款 夢みなとタワー

(名称及び位置)

第47条 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第2条の規定により設置された夢みなとタワーの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立夢みなとタワー	境港市

(所掌事務)

第48条 夢みなとタワーは、本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資するための事務を所掌する。

第6款 社会体育施設

(名称及び位置)

第48条の2 略

(所掌事務)

第48条の3 略

第7款 倉吉体育文化会館

(名称及び位置)

第48条の4 略

(所掌事務)

第48条の3 略

第7款 産業体育館

(名称及び位置)

第48条の4 略

(所掌事務)

第48条の5 略

第6節 観光交流局の所管に属する機関

(名称及び位置)

第48条の6 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）第2条の規定により設置された夢みなとタワーの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立夢みなとタワー	境港市

(所掌事務)

第48条の7 夢みなとタワーは、本県及び環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介並びに物産の展示及び宣伝を行い、もって本県の観光の振興に資するための事務を所掌する。

第7節 福祉保健部の所管に属する機関

第8節 生活環境部の所管に属する機関

第9節 商工労働部の所管に属する機関

第10節 農林水産部の所管に属する機関

第11節 県土整備部の所管に属する機関

第12節 元気づくり総本部及び総務部の所管に属する機関

第13節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

第14節 職制及び職務

(所掌事務)

第48条の5 略

第8款 産業体育館

(名称及び位置)

第48条の6 略

(所掌事務)

第48条の7 略

第6節 福祉保健部の所管に属する機関

第7節 生活環境部の所管に属する機関

第8節 商工労働部の所管に属する機関

第9節 農林水産部の所管に属する機関

第10節 県土整備部の所管に属する機関

第11節 総務部及び地域振興部の所管に属する機関

第12節 商工労働部及び農林水産部の所管に属する機関

第13節 職制及び職務



(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
鳥取県総合教育会議	とっとり元気戦略課
鳥取県パートナー県政推進会議	
略	
鳥取県情報公開審議会	略 政策法務課（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条第2号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。）
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	元気づくり推進局とっとり暮らし支援課
鳥取力創造運動推進委員会	元気づくり推進局参画協働課
鳥取県男女共同参画推進員	元気づくり推進局男女共同参画推進課（委員の任免に関することに限る。） 男女共同参画センター（元気づくり推進局男女共同参画推進課が担当する事務を除く。）
鳥取県男女共同参画審議会	元気づくり推進局男女共同参画推進課
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	
略	
略	人権局人権・同和对策課
鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県私立学校審議会	略 子育て王国推進局子育て応援課（私立幼稚園に関することに限る。）

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
鳥取県総合教育会議	企画課
鳥取県パートナー県政推進会議	
略	
鳥取県情報公開審議会	略 政策法務課（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条第2号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。）
鳥取力創造運動推進委員会	鳥取力創造課
略	
略	人権局人権・同和对策課
鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県中山間地域等活性化・移住定住促進協議会	とっとり暮らし支援課
鳥取県私立学校審議会	略 子育て王国推進局子育て応援課（私立幼稚園に関することに限る。）
鳥取県男女共同参画推進員	男女共同参画推進課

			(委員任免に関する ことに限る。)
			男女共同参画セン ター(男女共同参画 推進課が担当する事 務を除く。)
		鳥取県男女共同参画審議会	男女共同参画推進課
		鳥取県男女共同参画推進企 業認定委員会	
略		略	
鳥取県 <u>地域振興部</u> 指定管理 候補者審査委員会	文化政策課(スポー ツ課が担当する事務 を除く。)	鳥取県 <u>文化観光スポーツ局</u> 指定管理候補者審査委員会	文化政策課(スポー ツ課が担当する事務 を除く。)
	スポーツ課(社会体 育施設、倉吉体育文 化会館及び産業体育 館に関することに限 る。)		スポーツ課(社会体 育施設、倉吉体育文 化会館及び産業体育 館に関することに限 る。)
鳥取県 <u>地域振興部</u> 指定管理 施設運営評価委員会	文化政策課(スポー ツ課が担当する事務 を除く。)	鳥取県 <u>文化観光スポーツ局</u> 指定管理施設運営評価委員 会	文化政策課(スポー ツ課が担当する事務 を除く。)
	スポーツ課(社会体 育施設、倉吉体育文 化会館及び産業体育 館に関することに限 る。)		スポーツ課(社会体 育施設、倉吉体育文 化会館及び産業体育 館に関することに限 る。)
略	スポーツ課	略	スポーツ課
2020東京オリンピック・パ ラリンピック関連事業検討 委員会		2020東京オリンピック・パ ラリンピック関連事業検討 委員会	
鳥取県観光交流局指定管理 候補者審査委員会	観光戦略課		
鳥取県観光交流局指定管理 施設運営評価委員会			
略		略	
地方独立行政法人鳥取県産 業技術センター評価委員会	産業振興課	鳥取県中小企業調停審議会	経済産業総室
鳥取県オープンデータ・ビ ッグデータ活用検討会		鳥取県大規模小売店舗立地 審議会	
鳥取県グリーン商品認定審 査会		地方独立行政法人鳥取県産 業技術センター評価委員会	
鳥取県次世代環境産業創出 プロジェクト検討委員会		鳥取県オープンデータ・ビ ッグデータ活用検討会	
鳥取県商工労働部指定管理 候補者審査委員会		鳥取県グリーン商品認定審 査会	
		鳥取県経営革新計画承認審	

鳥取県商工労働部指定管理 施設運営評価委員会		査会	
鳥取県知的財産マネジメン ト委員会		鳥取県経営革新大賞表彰審 査委員会	
鳥取県トリアル発注対象 製品等選定会議		鳥取県次世代環境産業創出 プロジェクト検討委員会	
鳥取県経営革新計画承認審 査会	企業支援課	鳥取県知的財産マネジメン ト委員会	
鳥取県経営革新大賞表彰審 査委員会		鳥取県トリアル発注対象 製品等選定会議	
鳥取県大規模小売店舗立地 審議会		鳥取県商工労働部指定管理 候補者審査委員会	
鳥取県中小企業調停審議会		鳥取県商工労働部指定管理 施設運営評価委員会	
鳥取県技能者表彰候補者選 考委員会	雇用人材局労働政策 課	鳥取県技能者表彰候補者選 考委員会	雇用人材総室
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(鳥取県会計規則の一部改正)

2 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第5条関係）		別表第1（第2条、第5条関係）	
機 関	職	機 関	職
略		略	
鳥取県西部総合事務所	(1) 地域振興局会計総務課の課長補佐 (2) 日野振興センター日野振興局地域振興課の課長補佐	鳥取県西部総合事務所	(1) 地域振興局会計総務課の課長補佐 (2) 日野振興センター日野振興局地域振興課の課長補佐
鳥取県男女共同参画センター	次長	鳥取県男女共同参画センター	次長
略		略	
鳥取県西部県税事務所	(1) 課長補佐 (2) 収税課長	鳥取県西部県税事務所	(1) 課長補佐 (2) 収税課長
略		鳥取県男女共同参画センター	次長
略		略	
別表第1の2（第6条関係）		別表第1の2（第6条関係）	
1 出納員に委任させる事務		1 出納員に委任させる事務	

区分	委任事務	区分	委任事務
元気づくり総本 部県民課	略	未来づくり推進 局県民課	略
略		略	
地域振興部文化 政策課	略	文化観光スポー ツ局文化政策課	略
略		略	
商工労働部企業 支援課	略	商工労働部経済 産業総室	略
略		略	
2 略		2 略	

(鳥取県予算規則の一部改正)

- 3 鳥取県予算規則（昭和39年鳥取県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「未来づくり推進局長」を「元気づくり総本部長」に、「文化観光スポーツ局長」を「観光交流局長」に改める。

(鳥取県訓練手当支給規則の一部改正)

- 4 鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「労働政策室長」を「労働政策課長」に、「雇用人材総室労働政策室」を「雇用人材局労働政策課」に改める。

(鳥取県貸金業法施行細則の一部改正)

- 5 鳥取県貸金業法施行細則（昭和58年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第3条中「経済産業総室」を「企業支援課」に改める。

(鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)

- 6 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則（昭和63年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「経済産業総室の長」を「企業支援課の長」に、「経済産業総室長」を「企業支援課長」に改め、同条第2項中「経済産業総室長」を「企業支援課長」に改める。

第13条中「経済産業総室長」を「企業支援課長」に改める。

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

- 7 鳥取県公報発行規則（平成5年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「未来づくり推進局」を「元気づくり総本部」に改める。

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

- 8 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則（平成7年鳥取県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「未来づくり推進局」を「元気づくり総本部」に改める。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

- 9 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置かれる部内局の長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>(17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置かれる部内局の長並びに組織規則第6条の表の第</p>

<p>(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長をいう。</p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長（地域事務所の所管に属する事務にあつては、地域事務所の長。以下同じ。）の専決事項は、それぞれ、別表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p> <p>2～6 略</p> <p>(委任決裁事項)</p> <p>第6条 知事は、別表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。ただし、地域事務所の長にあつては、知事が別に定める特に重要な事項を除く。</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>3欄に掲げる経済産業総室及び雇用人材総室の長（以下「総室長」という。）をいう。</u></p> <p>(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課及び総室内室の長（総室長を除く。）をいう。</p> <p>(19)・(20) 略</p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長（地域事務所の所管に属する事務にあつては、地域事務所の長。以下同じ。）の専決事項は、それぞれ、別表の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。<u>ただし、総室内室の長にあつては、同表の二の6の(三)、四の1の(一)の(3)及び(二)の(2)のイ並びに五の9の(三)に掲げる事項を除く。</u></p> <p>2～6 略</p> <p>(委任決裁事項)</p> <p>第6条 知事は、別表の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該○印を付けた者に委任する。ただし、<u>総室内室の長にあつては、同表の三の9、10及び16の(二)並びに七の1の(一)の(3)のロに掲げる事項を、</u>地域事務所の長にあつては、知事が別に定める特に重要な事項を除く。</p> <p>2・3 略</p>
--	---

- 10 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。  
別表中「地域振興部」を「元気づくり総本部」に改める。  
(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)
- 11 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年鳥取県規則第44号）の一部を次のように改正する。  
第7条第2項第1号及び第5項第1号中「未来づくり推進局鳥取力創造課」を「元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課」に改める。  
(鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)
- 12 鳥取県個人情報保護審議会規則（平成11年鳥取県規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条を削り、第5条を第4条とする。  
(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)
- 13 鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「未来づくり推進局」を「元気づくり総本部」に改める。  
(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)
- 14 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「未来づくり推進局」を「元気づくり総本部」に改める。  
(鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)
- 15 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第7号）の一

部を次のように改正する。

第4条第2項第1号及び第13条第2項第1号中「未来づくり推進局鳥取力創造課」を「元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課」に改める。

(鳥取県県民投票規則の一部改正)

16 鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第20条中「未来づくり推進局」を「元気づくり総本部」に改める。

(子育て王国とっとり会議の組織及び運営に関する規則の一部改正)

17 子育て王国とっとり会議の組織及び運営に関する規則（平成26年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

# 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第15号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（名古屋代表 部の部長を除く。）  危機管理局の局長 （人事委員会が承認したものに 限る。） 東部振興監（人事 委員会が承認した ものに限る。） <u>観光交流局の局長</u> （人事委員会が承認したものに 限る。） 会計管理者（人事 委員会が承認した ものに限る。） 東京本部の本部長 （人事委員会が承認したものに 限る。） 関西本部の本部長 （人事委員会が承認したものに 限る。） 理事監	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（名古屋代表 部の部長を除く。） <u>未来づくり推進局 の局長（人事委員 会が承認したもの に限る。）</u> 危機管理局の局長 （人事委員会が承認したものに 限る。） 東部振興監（人事 委員会が承認した ものに限る。） <u>文化観光スポーツ 局の局長（人事委 員会が承認したも のに限る。）</u> 会計管理者（人事 委員会が承認した ものに限る。） 東京本部の本部長 （人事委員会が承認したものに 限る。） 関西本部の本部長 （人事委員会が承認したものに 限る。） 理事監	1種

		<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター及び農業大学の次長を除く。） 局長</p> <p>原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員 人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 東部振興監 副局長（人事委員会が承認したものに限る。） <u>文化振興監</u> スポーツ振興監 <u>経済産業振興監</u> 通商物流戦略監 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業振興戦略監 試験場統括本部の本部長 会計管理者 参事監</p>	2種			<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター及び農業大学の次長を除く。） 局長 <u>筆頭総室長</u> <u>総室長</u> 原子力安全対策監 東京本部の本部長 関西本部の本部長 行財政改革局職員 人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限る。） 東部振興監 副局長（人事委員会が承認したものに限る。）</p> <p>スポーツ振興監 <u>官房長</u> 通商物流戦略監 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 校長（人事委員会が承認したものに限る。） 農業振興戦略監 試験場統括本部の本部長 会計管理者 参事監</p>	2種
		<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員 人材開発センター</p>	3種			<p>課長（衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員 人材開発センター</p>	3種



	<p>の所長 副局長 <u>官房長</u> 衛生環境研究所の 所長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消 費生活センターの 所長</p>				<p>の所長 副局長</p> <p>衛生環境研究所の 所長 砂丘事務所の所長 くらしの安心局消 費生活センターの 所長 <u>経済産業総室産業 振興室の室長</u> <u>経済産業総室通商 物流室の室長</u> <u>経済産業総室企業 支援室の室長</u> <u>雇用人材総室労働 政策室の室長</u> <u>雇用人材総室就業 支援室の室長</u> 農業大学の校長 企画調整幹（人事 委員会が承認した ものに限る。）</p>	
	<p>室長（衛生環境研 究所の室長を除 く。）</p> <p>危機管理専門官 企画調整幹 東部振興課のチー ム長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 中山間地域振興リ ーダー（人事委員 会が承認したもの に限る。） 副官房長 民工芸振興官 衛生環境研究所の 次長 農業大学の次長 農業大学の課長</p>	<p>4種</p>			<p>室長（<u>管理職手当 に係る区分が3種 の職を占める職員 及び衛生環境研究 所の室長を除 く。</u>）</p> <p>危機管理専門官 企画調整幹 東部振興課のチー ム長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 中山間地域振興リ ーダー（人事委員 会が承認したもの に限る。） 副官房長 民工芸振興官 衛生環境研究所の 次長 農業大学の次長 農業大学の課長</p>	<p>4種</p>

		(人事委員会が承認したものに限る。) 総括検査専門員	
		略	
地方 機 関	総合事務	略	
	所	用地専門員	5種
	男女共同 参画セン ター	所長	3種
	略		
	米子工事 検査事務 所	略 検査専門員	5種
	略		
略			

		(人事委員会が承認したものに限る。) 総括検査専門員	
		略	
地方 機 関	総合事務	略	
	所	用地専門員	5種
	男女共同 参画セン ター	所長	3種
	略		
	米子工事 検査事務 所	略 検査専門員	5種
	男女共同 参画セン ター	所長	3種
	略		
略			

別表第2 (第3条関係)

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
  - (1) 略
  - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、文化振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、経済産業振興監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
  - (3)～(7) 略
- 2 略

別表第2 (第3条関係)

略

備考

- 1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。
  - (1) 略
  - (2) 知事の事務部局の本庁の職のうち東部振興監、スポーツ振興監、理事監、参事監、通商物流戦略監、税務専門員、主任教授及び検査専門員
  - (3)～(7) 略
- 2 略

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事 の 事 務 部 局	<p>本庁</p> <p>統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 <u>文化振興監</u> スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 所長 原子力安全対策監 <u>経 済産業振興監</u> 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び業務効率推進課の課長補佐のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。） 主事（総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に</p>	<p>本庁</p> <p>統轄監 部長 理事監 本部長 東部振興監 次長 参事監 スポーツ振興監 農業振興戦略監 局長 官房長 <u>筆頭総室長 総室長</u> 所長 原子力安全対策監 通商物流戦略監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 副局長 副本部長 副官房長 校長 危機管理専門官 企画調整幹 民工芸振興官 参事 チーム長（東部振興課のチーム長に限る。） 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務の総括又は庶務に関する事務を行う課長補佐、総務課の課長補佐のうち知事若しくは副知事の秘書又は庁舎の秩序の維持に関する事務を行うもの、人事企画課の課長補佐及び業務効率推進課の課長補佐のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うものに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の係長のうち知事若しくは副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の係長、業務効率推進課の係長のうち行政組織又は職員定数に関する事務を行うもの及び福利厚生課の係長に限る。） 主事（総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に</p>	

	関する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)		する事務を行うもの及び人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 参事監 課長 支所長 室長 チーム長 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)	総合事務所	所長 局長 副局長 参事監 課長 支所長 室長 チーム長 参事 課長補佐(庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
男女共同参画センター	所長 次長	男女共同参画センター	所長 次長
略		略	
県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐 (庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)	県税事務所	所長 副所長 課長 課長補佐 (庶務又は庁舎管理に関する事務を行う課長補佐に限る。)
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第17号**

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
公署	所在地	公署	所在地
(1) 園芸試験場日南試験地	日野郡日南町阿毘縁1214の1番地	(1) 農林総合研究所園芸試験場日南試験地	日野郡日南町阿毘縁1214の1番地
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 6 月30日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第18号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）										別表第1 行政職給料表級別職務分類表（第2条関係）									
組織	職務の級									組織	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
知本 事庁 の 事 務 部 局	元とっとり元気戦略課						課長			企画課							課長		
	東部振興課				チーム長	チーム長	チーム長			未来づくり推進局共通								局長	局長
	略									略									
	地域振興課						課長			地域振興課				チーム長	チーム長	チーム長			
	観光交流局									文化観光スポーツ局								局長	局長
	略									略									
	本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長	副局長	次長	統轄監	主事	主事	係長	課長補佐	課長補佐	課長	副局長	次長	統轄監
		機械技師	機械技師	主計員	総括主計員	総括主計員	所長	校長	原子力安全対策監	会計管理者	機械技師	機械技師	主計員	総括主計員	総括主計員	所長	校長	原子力安全対策監	会計管理者
		電気技師	電気技師	教務主任	主計員	主計員	理専門官	参事	策監	東部振興監	電気技師	電気技師	教務主任	主計員	主計員	理専門官	参事	策監	東部振興監
		薬剤師	薬剤師	理学療法士	幹事	幹事	副本部長	副本部長	東部振興監	東部振興監	薬剤師	薬剤師	理学療法士	幹事	幹事	副本部長	副本部長	東部振興監	東部振興監
	衛生技師	衛生技師	法主任	幹事	幹事	副本部長	副本部長	東部振興監	東部振興監	衛生技師	衛生技師	法主任	幹事	幹事	副本部長	副本部長	東部振興監	東部振興監	
	理学療法士	理学療法士	義主任	教務主任	教務主任	官房長	官房長	文化振興監	文化振興監	理学療法士	理学療法士	義主任	教務主任	教務主任	副官房長	副官房長	文化振興監	文化振興監	
	保健師	保健師	生主任	中山間	中山間	長	長	スポーツ振興監	スポーツ振興監	保健師	保健師	生主任	中山間	中山間	長	長	スポーツ振興監	スポーツ振興監	
	看護師	看護師	農業専任	地域振興	地域振興	企画調整	企画調整	経済産業振興監	経済産業振興監	看護師	看護師	農業専任	地域振興	地域振興	企画調整	企画調整	経済産業振興監	経済産業振興監	
	管理栄養士	管理栄養士	門技術員	興リダー	興リダー	民工芸	民工芸	通商物流戦略監	通商物流戦略監	管理栄養士	管理栄養士	門技術員	興リダー	興リダー	民工芸	民工芸	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
	歯科衛生士	歯科衛生士	林業専任	専技主幹	専技主幹	中山間	中山間	通商物流戦略監	通商物流戦略監	歯科衛生士	歯科衛生士	林業専任	専技主幹	専技主幹	中山間	中山間	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
	商工技師	商工技師	員	用地主幹	用地主幹	地域振興	地域振興	通商物流戦略監	通商物流戦略監	商工技師	商工技師	員	用地主幹	用地主幹	地域振興	地域振興	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
	農林技師	農林技師		主幹	主幹	興リダー	興リダー	通商物流戦略監	通商物流戦略監	農林技師	農林技師		主幹	主幹	興リダー	興リダー	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
	造園技師	造園技師				参事	参事	通商物流戦略監	通商物流戦略監	造園技師	造園技師				参事	参事	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
	水産技師	水産技師				税務専門員	税務専門員	通商物流戦略監	通商物流戦略監	水産技師	水産技師				税務専門員	税務専門員	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
	土木技師	土木技師				主任教授	主任教授	通商物流戦略監	通商物流戦略監	土木技師	土木技師				主任教授	主任教授	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
	建築技師	建築技師				総括検査専門員	総括検査専門員	通商物流戦略監	通商物流戦略監	建築技師	建築技師				総括検査専門員	総括検査専門員	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
	講師	講師				検査専門員	検査専門員	通商物流戦略監	通商物流戦略監	講師	講師				検査専門員	検査専門員	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
	学芸員	学芸員				補	補	通商物流戦略監	通商物流戦略監	学芸員	学芸員				補	補	通商物流戦略監	通商物流戦略監	
地方 機 関	地域振興局			チーム長	チーム長	チーム長				地域振興局			チーム長	チーム長	チーム長				
	農林局					所長	支所長			農林局					所長	支所長			
	日野振興センター					所長		所長	所長	日野振興センター					所長		所長	所長	
	総合事務所共通（総合事務所他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）			次長	次長	副局長	局長	副局長	局長	総合事務所共通（総合事務所他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）			次長	次長	副局長	局長	副局長	局長	

男女共同参画センター					次長	次長	所長		
略									
県税事務所							副所長 課長	所長 副所長	
略									
備考 略									
別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)									
組織		職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級	
略									
知事の事務部局	略	地方機関	男女共同参画センター	課長補佐 係長	課長補佐 係長				
			公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員			
略									
別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)									
組織		職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級	
略									
知事の事務部局	略	地方機関	男女共同参画センター	課長補佐 係長	課長補佐 係長				
			公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員			
略									

略									
略									
県税事務所							副所長 課長	所長 副所長	
男女共同参画センター					次長	次長	所長		
略									
備考 略									
別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)									
組織		職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級	
略									
知事の事務部局	略	地方機関	公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員			
			男女共同参画センター	課長補佐 係長	課長補佐 係長				
略									
別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)									
組織		職務の級		1級	2級	特2級	3級	4級	
略									
知事の事務部局	略	地方機関	公文書館	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員			
			男女共同参画センター	課長補佐 係長	課長補佐 係長				
略									

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

# 訓 令

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県訓令第4号

鳥取県文書の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書の管理に関する規程（平成24年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属 <u>本庁等に</u>鳥取県行政組織規則第6条の規定により設置された課<u>及び</u>鳥取県会計管理者組織規則第2条第1項の規定により設置された局並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 所属 鳥取県行政組織規則第5条第2項の規定により設置された文化観光スポーツ局まんが王国官房及び農林水産部試験場統括本部、同規則第6条の規定により設置された課<u>（特定機関を除く。）</u>、鳥取県会計管理者組織規則第2条第1項の規定により設置された局並びに地方機関等をいう。</p> <p>(6)～(17) 略</p> <p>2 略</p>

### 附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。



職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県訓令第5号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所		兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	
元気 づくり り総 本部	とっ とり 元気 戦略 課	課長 庶務（人 事、給与、 予算、決算 その他これ らに類する 事務をい う。以下同 じ。）を担 当する職員	危機管理局 元気づくり総本部広域連 携課、元気づくり総本部 広報課、元気づくり総本 部県民課、元気づくり総 本部元気づくり推進局 とっとり暮らし支援課、 元気づくり総本部元気づ くり推進局参画協働課、 元気づくり総本部元気づ くり推進局男女共同参画 推進課、元気づくり総本 部東部振興監東部振興課	未来 づくり り推 進局	企画 課	課長	危機管理局
	広報 課	課長	危機管理局		広報 課	課長	危機管理局
	東部 振興 監東 部振 興課	課長	危機管理局				
危機 管理 局	危機 管理 政策 課	庶務を担当 する職員	略	危機 管理 局	危機 管理 政策 課	庶務（人 事、給与、 旅費、予 算、決算、 福利厚生、 文書收受そ の他これら に類する事 務をいう。 以下同 じ。）を担 当する職員	略
	略				略		

総務部	総務課	略	庶務を担当する職員	総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行政監察・法人指導課、総務部情報政策課、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課
	略	略		
地域振興部	地域振興課	略	庶務を担当する職員	地域振興部交通政策課、地域振興部教育・学術振興課、地域振興部統計課、地域振興部文化政策課、地域振興部スポーツ課、観光交流局観光戦略課、観光交流局交流推進課、観光交流局まんが王国官房
	観光交流局	観光戦略課	課長	危機管理局
総務部	総務課	略	庶務を担当する職員	未来づくり推進局企画課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局県民課、未来づくり推進局鳥取力創造課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行政監察・法人指導課、総務部情報政策課、総務部東京本部、総務部関西本部、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局職員人材開発センター、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課
	略	略		
地域振興部	地域振興課	略	庶務を担当する職員	地域振興部とっとり暮らし支援課、地域振興部交通政策課、地域振興部教育・学術振興課、地域振興部統計課、地域振興部男女共同参画推進課、地域振興部東部振興監東部振興課
	東部振興監東部振興課	課長		危機管理局
文化観光スポーツ局	文化観光スポーツ課	略	課長	危機管理局
			庶務を担当する職員	文化観光スポーツ局交流推進課、文化観光スポーツ局観光戦略課、文化観光スポーツ局スポーツ課、文化観光スポーツ局まんが王国官房

福祉	略		
保健 部	福祉	略	
	保健 課	庶務を担当 する職員	福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課
	子育て王 国推 進局 子育 て応 援課	課長	元気づくり総本部
		すべての職 員（課長を 除く。）	元気づくり総本部子育て 王国推進局
生活	略		
環境 部	緑豊 かな 自然 課	山陰海岸世 界ジオパー ク推進室の 職員（室長 を除く。）	観光交流局観光戦略課
	商工	略	
労働 部	政策 課	庶務を担当 する職員	商工労働部立地戦略課、 商工労働部産業振興課、 商工労働部企業支援課、 商工労働部通商物流課、 商工労働部雇用人材局労働政策課、商工労働部雇用人材局就業支援課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課
	農林	略	
水産 部	水産 総務 課	試験場総務 室の職員	農林水産部農業振興戦略 監生産振興課、農林水産 部農業振興戦略監畜産

福祉	略		
保健 部	福祉	略	
	保健 課	庶務を担当 する職員	福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課
生活	略		
環境 部	緑豊 かな 自然 課	山陰海岸世 界ジオパー ク推進室の 職員（室長 を除く。）	文化観光スポーツ局観光 戦略課
	商工	略	
労働 部	政策 課	庶務を担当 する職員	商工労働部立地戦略課、 商工労働部経済産業総 室、商工労働部雇用人材 総室、商工労働部兼農林 水産部市場開拓局販路拡 大・輸出促進課、商工労働 部兼農林水産部市場開 拓局食のみやこ推進課
	農林	略	
水産 部	水産 総務 課	試験場総務 室の職員	農業試験場、園芸試験 場、畜産試験場、中小家 畜試験場、林業試験場

			課、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、林業試験場				
	略				略		
略				略			
会計	略			会計	略		
管理者	庶務集中局	集中化業務又は物品の契約を担当する職員	<u>元気づくり総本部とっとり元気戦略課、元気づくり総本部広域連携課、元気づくり総本部広報課、元気づくり総本部県民課、元気づくり総本部元気づくり推進局とっとり暮らし支援課、元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課、元気づくり総本部元気づくり推進局男女共同参画推進課、元気づくり総本部東部振興監東部振興課、危機管理局危機管理政策課、危機管理局危機対策・情報課、危機管理局原子力安全対策課、危機管理局消防防災課、総務部総務課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行政監察・法人指導課、総務部情報政策課、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、地域振興部地域振興課、地域振興部交通政策課、地域振興部教育・学術振興課、地域振興部統計課、地域振興部文化政</u>	管理者	庶務集中局	集中化業務又は物品の契約を担当する職員	<u>未来づくり推進局企画課、未来づくり推進局広報課、未来づくり推進局県民課、未来づくり推進局鳥取力創造課、危機管理局危機管理政策課、危機管理局危機対策・情報課、危機管理局原子力安全対策課、危機管理局消防防災課、総務部総務課、総務部財政課、総務部政策法務課、総務部税務課、総務部営繕課、総務部行政監察・法人指導課、総務部情報政策課、総務部名古屋代表部、総務部行財政改革局人事企画課、総務部行財政改革局業務効率推進課、総務部行財政改革局財源確保推進課、総務部行財政改革局福利厚生課、総務部人権局人権・同和対策課、地域振興部地域振興課、<u>地域振興部とっとり暮らし支援課、地域振興部交通政策課、地域振興部教育・学術振興課、地域振興部統計課、地域振興部男女共同参画推進課、地域振興部東部振興監東部振興課、文化観光スポーツ局文化政策課、文化観光スポーツ局交流推進課、文化観光スポーツ局観光戦略課、文化観光スポーツ局スポーツ</u> </u>

<p>策課、<u>地域振興部</u>スポーツ課、<u>観光交流局</u>観光戦略課、<u>観光交流局</u>交流推進課、<u>観光交流局</u>まんが王国官房、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部緑豊かな自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、商工労働部商工政策課、商工労働部立地戦略課、商工労働部<u>産業振興課</u>、商工労働部<u>企業支援課</u>、商工労働部<u>通商物流課</u>、商工労働部<u>雇用人材局</u>労働政策課、<u>商工労働部</u>雇用人材局就業支援課、農林水産部農林水産総務課、農林水産部経営支援課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課、農林水産部農業振興戦略監生産振興課、農林水産部農業振興戦略監畜産課、農林水産部試験場統括本部、</p>	<p>課、<u>文化観光スポーツ局</u>まんが王国官房、福祉保健部福祉保健課、福祉保健部障がい福祉課、福祉保健部長寿社会課、福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課、福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課、福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、福祉保健部健康医療局健康政策課、福祉保健部健康医療局医療政策課、福祉保健部健康医療局医療指導課、生活環境部環境立県推進課、生活環境部水・大気環境課、生活環境部循環型社会推進課、生活環境部緑豊かな自然課、生活環境部砂丘事務所、生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課、生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課、商工労働部商工政策課、商工労働部立地戦略課、商工労働部<u>経済産業総室</u>、商工労働部雇用人材総室、農林水産部農林水産総務課、農林水産部経営支援課、農林水産部農地・水保全課、農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課、農林水産部農業振興戦略監生産振興課、農林水産部農業振興戦略監畜産課、農林水産部試験場統括本部、農林水産部森林・林業振興局林政企画課、農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、農林水産部水</p>
---	---

		農林水産部森林・林業振興局林政企画課、農林水産部森林・林業振興局産材・林産振興課、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、農林水産部水産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、会計管理者会計局、労働委員会事務局			産振興局水産課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課、商工労働部兼農林水産部市場開拓局食のみやこ推進課、県土整備部県土総務課、県土整備部技術企画課、県土整備部道路企画課、県土整備部道路建設課、県土整備部河川課、県土整備部治山砂防課、県土整備部空港港湾課、会計管理者会計局、労働委員会事務局
略			略		
東部 県税 事務所	所長	元気づくり総本部	東部 県税 事務所	所長	地域振興部
	略			略	
東部 福祉 保健 事務所	所長及び副 所長兼福祉 企画課長	元気づくり総本部	東部 福祉 保健 事務所	所長及び副 所長兼福祉 企画課長	地域振興部
	略			略	
略			略		
東部 生活 環境 事務所	所長及び副 所長	元気づくり総本部	東部 生活 環境 事務所	所長及び副 所長	地域振興部
	略			略	
東部 農林 事務所	所長及び副 所長	元気づくり総本部	東部 農林 事務所	所長及び副 所長	地域振興部
	農業振興課 の農商工連 携又は中山 間地域振興 の事務を担当する課長	元気づくり総本部東部振興監東部振興課		農業振興課 の農商工連 携又は中山 間地域振興 の事務を担当する課長	地域振興部東部振興監東部振興課

略	補佐 鳥取農業改良普及所の職員（農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する職員に限る。）	元気づくり総本部 東部振興監 東部振興課	略	補佐 鳥取農業改良普及所の職員（農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する職員に限る。）	地域振興部 東部振興監 東部振興課
	八頭事務所長、八頭事務所農林業振興課長、八頭事務所農林業振興課農業振興室長及び八頭事務所八頭農業改良普及所長	元気づくり総本部		八頭事務所長、八頭事務所農林業振興課長、八頭事務所農林業振興課農業振興室長及び八頭事務所八頭農業改良普及所長	地域振興部
	八頭事務所農林業振興課の職員（農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する職員に限り、課長及び農業振興室長を除く。）	元気づくり総本部 東部振興監 東部振興課		八頭事務所農林業振興課の職員（農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する職員に限り、課長及び農業振興室長を除く。）	地域振興部 東部振興監 東部振興課
	八頭事務所八頭農業改良普及所の職員（農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する職員に限り、所長を除く。）	元気づくり総本部 東部振興監 東部振興課		八頭事務所八頭農業改良普及所の職員（農商工連携又は中山間地域振興の事務を担当する職員に限り、所長を除く。）	地域振興部 東部振興監 東部振興課

鳥獣 対策 セン ター	所長	元気づくり総本部、農林 水産部	鳥獣 対策 セン ター	所長	地域振興部、農林水産部
	略			略	
	係長	元気づくり総本部東部振 興監東部振興課、農林水 産部農業振興戦略監生産 振興課		係長	地域振興部東部振興監東 部振興課、農林水産部農 業振興戦略監生産振興課
	略			略	
略					
鳥取 県土 整備 事務 所	所長及び副 所長	元気づくり総本部	鳥取 県土 整備 事務 所	所長及び副 所長	地域振興部
	略			略	
	略			略	
八頭 県土 整備 事務 所	所長及び副 所長	元気づくり総本部	八頭 県土 整備 事務 所	所長及び副 所長	地域振興部
	略			略	
	略			略	

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。